

偽造・盗難キャッシュカード、盗難通帳、インターネットバンキング等を用いた預金の不正に払戻しの被害が、社会問題として報道されております。当金庫は、お客さまにご安心いただけるようさまざまな対策を取っております。

### ICキャッシュカードの発行

キャッシュカードの偽造・スキミングなどの犯罪防止のため、偽造困難なICチップを搭載したキャッシュカードを発行しております。お手元のキャッシュカードをICキャッシュカードに切り替えられるようお勧めいたしております。

### ATMによる1日当りの支払限度額の設定

ATMによる1日当りの現金の支払い限度額を50万円に設定しております。ただし、お客さまのお申し出により支払い限度額の変更や支払回数設定を指定することができます。

#### 当金庫のATM

ATMによる1日当りの支払限度額	ATMで1回に入金・出金できる枚数	50枚
通常キャッシュカード	ATMで口座から1回に振込できる限度金額	200万円
ICキャッシュカード	ATMで口座から1日に振込できる限度金額	500万円

### カードの暗証番号(パスワード)

被害防止のため、他人に安易に推測されやすい暗証番号のお申し出は、お断りさせていただいております。また、既にお使いのカードにつきましては、当金庫のATMをご利用の際、画面に注意メッセージがでるようになっておりますので、暗証番号の変更をお願いいたします。暗証番号の変更は、当金庫ATMで行うことができます。

#### 他人に安易に推測されやすい番号

生年月日、電話番号、自家用自動車のナンバー、地番、連続番号(1111、1234、9876、9999など)

### ATM画面ののぞき見防止対策

ATMの画面に特殊加工されたのぞき見防止に効果のある偏光フィルムや後方確認のための後方ミラーを取り付けたり、隣のATMとの間との仕切板を設置するなど、ATM操作をのぞかれないよう対応しております。

### 偽造・盗難キャッシュカード、盗難通帳、インターネットバンキング等による不正払戻し被害補償

個人のお客さまとの取引において、偽造・盗難キャッシュカード、盗難通帳、インターネットバンキング等を用いた不正払戻し被害について、原則当金庫が補償いたします。

ただし、お客さまに「重大な過失」があった場合、または「過失」があった場合は、被害額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額のうち、

全額または75%相当額を補償いたします。被害状況を踏まえ、判断させていただきます。

なお、被害の補償期間は、被害を当金庫に通知した日から遡って原則30日までといたします。

#### 「重大な過失」となりうる場合

##### 偽造・盗難キャッシュカード

- 他人に暗証番号を知らせた場合
- 暗証番号をキャッシュカード上にメモしていた場合
- 他人にキャッシュカードを渡した場合
- その他①～③までの場合と同等の著しい注意義務違反があると認められる場合

##### 盗難通帳・証書

- 他人に通帳・証書を渡した場合
- 他人に記入・押印済の払戻請求書、諸届を渡した場合
- その他お客さまに①および②の場合と同等の著しい注意義務違反があると認められる場合

#### 「過失」となりうる場合

##### 偽造・盗難キャッシュカード

- (1) 次の または に該当する場合  
当金庫から生年月日等の推測されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合で、かつ、キャッシュカードをそれらの暗証番号を推測させる書類等(免許証、健康保険証、パスポートなど)とともに携帯・保管していた場合  
暗証番号を容易に他人が認知できるような形でメモなどに書き、かつ、キャッシュカードとともに携帯・保管していた場合
- (2) 上記(1)のほか、次の のいずれかに該当し、かつ、 のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合  
暗証番号の管理  
ア. 当金庫から生年月日等の推測されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合  
イ. 暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など当金庫の取引以外で使用する暗証番号としても使用していた場合  
キャッシュカードの管理  
キャッシュカードを入れた財布などを自動車内などの他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態において場合  
その他上記(1)、(2)の場合と同等の注意義務違反があると認められる場合

##### 盗難通帳・証書

- 通帳・証書を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態において場合  
届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届を通帳・証書とともに保管していた場合  
印鑑を通帳・証書とともに保管していた場合  
その他お客さまに - の場合と同等の著しい注意義務違反があると認められる場合

##### インターネットバンキング

お客さまの被害に遭われた状況等を踏まえ、個別にご検討させていただきます。

## ◆ 本人確認に関するお客さまへのお願い

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」により、お客さまの本人確認をすることが義務づけられておりますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

### 1. ご本人の確認が必要な取引

口座の開設、ご融資、貸金庫、保険契約等のお取引を開始されるときなど  
10万円を超える現金の振込みをされるときなど  
200万円を超える現金取引をされるときなど



### 2. 確認させていただく事項

次のご本人に関する事項(「本人特定事項」)を公的証明書により確認させていただきます。

- 個人のお客さまの場合  
ご氏名、ご住所および生年月日  
なお、口座開設時でご本人以外の方が来店された場合には、ご本人の確認に加えてご来店された方につきましてもご本人の確認をさせていただきます。
- 法人のお客さまの場合  
名称、本店または主たる事務所の所在地および設立年月日  
代表者など来店された方のご氏名、ご住所および生年月日

お客さまにはお手数料をおかけすることになりますが、公的書類のご提示がない場合は、お取引ができないことがありますので、ご協力をお願いいたします。